

2 申告に必要な持ち物



①令和2年中の収入が分かるもの(原本)

- 給与、公的年金などの源泉徴収票
- 支払調書(証明書)
- 営業等・農業・不動産所得収支内訳書 など



②控除額が分かるもの(該当する場合)

- 国民健康保険税、国民年金など社会保険料の領収書または控除証明書
- 生命保険・地震保険など保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書、医療費通知、補填金額の分かるものなど
- 寄附金の領収書(本人名義)
- 学生証、障害者手帳
- その他所得控除などについて必要と思われる書類



③個人番号確認書類(次のいずれか)

- 個人番号カード
- 通知カードと運転免許証などの本人確認書類

④印鑑

⑤所得税の還付がある場合は、金融機関の口座番号(本人名義)が分かるもの

3 その他申告に関するお知らせ



医療費控除について

- 医療費控除は、税額を軽減するための控除の一つで、**支払った医療費が戻ってくるものではありません。**
- 今回の申告(令和2年分)以降は、**領収書の提出のみでは医療費控除の適用を受けることはできません。**
- 申告前に必ず自分で支払った医療費の合計額を計算し、明細書を作成してください。
- 領収書は自宅などで必ず5年間は保管してください。
- 自分で明細書を作成できない方は、領収書と保険金などで補てんされた金額が分かる書類を持参して申告会場へお越しください。

要介護認定を受けている方や、
その方を扶養している方へ

対象の方に下記の控除資料を発行します。

- 障害者・特別障害者認定書
- おむつ使用確認書

※詳しくは16ページをご覧ください。

ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方へ

ワンストップ特例制度とは、確定申告をしなくても翌年度の住民税から控除を受けられる仕組みです。制度を利用するには、以下のどちらにも当てはまるのが条件です。

ワンストップ特例制度の申請条件

- ①もともと確定申告や市民税・県民税の申告が必要ない給与所得者など
- ②年間の寄附先が5団体以内であること
- ③ワンストップ特例申請内容が、寄附した翌年の1月1日時点の住民登録情報と同じであること

※医療費控除などの確定申告をする場合、ワンストップ特例制度は不適用となります。申告する際は、ワンストップ特例として申請した分の寄附金控除も含めて申告してください。